

令和2年第1回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|---------|-------------|--------------|--------|
| 1. 開催日時 | 令和2年 3月10日 | 経済振興課長補佐 | 浦田 和喜 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第2委員会室 | 経済振興課主任 | 片山 裕介 |
| 1. 開 会 | 令和2年 3月10日 | 財政課主任 | 山本 裕樹 |
| | 午前 9時00分 | 健康づくり推進課長補佐 | 井上 理恵 |
| 1. 閉 会 | 令和2年 3月10日 | 健康づくり推進課保健師長 | 佐々木 靖子 |
| | 午後 2時18分 | 健康づくり推進課係長 | 二宮 真紀 |
| 1. 出席委員 | | 健康づくり推進課係長 | 土居 靖史 |

- 委員長 源 正樹
副委員長 加藤 美香
委員 信宮 徹也
委員 河野 清一
委員 二宮 一朗
委員 宇都宮 明宏
委員 酒井 宇之吉

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

- 生活福祉部長
兼福祉事務所長 藤井 兼人
福祉課長 長野 静香
環境衛生課長 佐々木 邦仁
市民課長 松本 豊和
長寿介護課長 宇都宮 積矢
健康づくり推進課長 沖村 智
経済振興課長 上口 等
財政課長 宇都宮 明彦
明浜生活福祉課長 三好 忠利
野村生活福祉課長 森本 美重
城川生活福祉課長 河野 栄二
三瓶生活福祉課長 井上 又文
福祉課長補佐 大野本 敦
福祉課係長 梶原 健司
福祉課係長 河野 友紀
福祉課係長 脇本 美登利
環境衛生課長補佐 大塚 義導
環境衛生課長補佐 兵頭 章夫
環境衛生課係長 中村 篤史
環境衛生課係長 源 琢哉
人権対策室長 森川 圭三
市民課長補佐 榊田 寿美子
市民課係長 二宮 夕子
市民課係長 西村 由起
市民課係長 宇都宮 千春
長寿介護課長補佐 信宮 佳子

1. 出席議会事務局職員

書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

- 議案第 2号 西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について
議案第13号 西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算
議案第41号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第42号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第43号 令和2年度西予市介護保険特別会計予算
議案第56号 財産の無償貸付について
議案第57号 財産の無償譲渡について
議案第58号 財産の無償貸付について
議案第63号 令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前9時00分

○源委員長

これより本日の会議を開きます。

【福祉事務所】

【福祉課】

○源委員長

まず、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」福祉課所管分を議題といたします。

担当課長より説明を願います。

○長野福祉課長

議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」のうち、福祉課所管分につきまして、予算書に基づきご説明させていただきます。

福祉課所管の全事務事業につきましては、事前に提出しております資料の福祉課所管事務事業（歳出）に事業内容を記載しておりますので、主立った事務事業についてののみのご説明とさせていただきます。

一般会計予算書84ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、令和2年度予算は7億4301万1000円のうち、職員給与費を除き、福祉課所管分は1億268万8000円を予算計上いたしました。前年度と比較しますと77万7000円の増額となっております。減額となっている事業もございますが、増額の主な要因は、民生児童委員活動推進事業が331万3000円の増額、援護事務事業が80万円の増額としたことによるものです。

主な事業につきましてご説明をさせていただきます。

まず、事業概要欄1行目の民生児童委員活動推進事業2654万9000円でございますが、ご承知のように、民生委員・児童委員は、民生・児童委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員で、任期は3年となっております。

昨年12月1日に一斉改選され、新たな民生委員・児童委員に活動いただいているところでございます。当市でも委員164名の皆様が、住民の立場に立って、担当地域における相談に応じ、訪問等による実態把握や見守り活動など、支援を必要とする住民と市や社会福祉協議会等、関係機関を結ぶパイプ役として大きな役割を担っていただいております。

予算といたしましては、委員の継続的な活動に

対し、交通費等の費用として、1人当たり年間で13万2800円、地区会長につきましては14万4800円を費用弁償として支給することとしており、合計で2184万円を予算計上しております。県補助金は1人当たり5万6000円で、総額967万6000円が県の補助金として入っております。

また、民生委員・児童委員が一斉改選され新たに85名の方が就任されたことにより、ほかの民生児童委員協議会の活動などを研修していただき、これからの活動に生かさせていただけるよう、市外研修費として、民生児童委員協議会の補助金を昨年度より328万円増額して360万8000円を計上しております。

次に、事業概要2行目更生保護支援事業97万2000円でございますが、保護司法に基づいて組織された西予地区保護司会及び更生保護ボランティア団体である西予地区更生保護女性会の活動を支援するものでございます。平成31年3月31日現在で、保護司39名、更生保護女性会182名の方が活動いただいております。

次に、事業概要3行目社会福祉協議会運営補助事業6867万8000円でございますが、社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられております。西予市社会福祉協議会の法人運営及び社会福祉事業に対し補助金を交付するもので、運営に係る人件費、事務費、事業費の一部を補助としております。前年度より4万8000円の増額となっております。

次に、事業概要の援護事務事業302万1000円でございますが、市内5支部の遺族会組織から成る市遺族会に対し、戦没者の御霊を慰めるとともに、会員の研修や高齢化が進む遺族の身の上相談、生活援護活動などの諸活動に対して継続的な補助を行っております。また、令和2年度に実施予定の市の戦没者追悼式に係る経費を計上しております。

遺族会会員への継続的な支援を行うことで、遺族会活動を円滑にし、戦争の悲惨さを風化させない活動につながっております。また、戦没者遺族の高齢化が進み、会員数は年々減少しているものの、団体としての活動を行うことで、各会員への援護支援につながっていると考えております。

次に、福祉避難所機能強化・整備促進事業の80万4000円でございますが、市が福祉避難所に指

定している入所施設に対して、福祉避難所として開設するために必要な備品等を市が購入して配置する事業で、平成29年度から実施している事業でございます。市内に16カ所ある指定福祉避難所に順次整備を進めており、令和2年度で一通り整備が終了する見込みです。

配備した備品等を活用し、地域での災害訓練等に福祉避難所開設訓練を行っていただき、施設職員及び地域住民の方に、福祉避難所の地域での役割や関係機関との連携についてご理解いただき、災害時の支援の充実を図りたいと考えております。この事業は国庫補助金2分の1、県補助金4分の1でございます。

社会福祉総務費につきましては以上でございます。

続きまして、89ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費でございますが、令和2年度予算は13億3725万円を計上いたしました。前年度と比較しますと2378万3000円の減額となっております。

障害者福祉費の事業としましては、事業概要にありますように、職員給与費を除き、障害支援区分市町審査会事業ほか20事業となっております。

それでは主な事業についてご説明させていただきます。

事業概要3行目地域生活支援事業2204万2000円でございますが、障害者総合支援法に基づき市が行う事業となっております。

障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業体系による事業を計画的に行い、障がい者等の福祉の増進を図り、誰もが安心して地域で生活できるよう事業を進めております。

主なものといたしましては、地域で生活している人を支援する相談支援事業や障がい者の日中の活動や介護者のレスパイトを支援するための日中一時支援、移動支援等がございます。この事業は、事業内容によって、国庫補助率2分の1、県補助率4分の1でございます。

次に、事業概要4行目障害者総合支援給付事業の10億2627万2000円でございますが、障がい者の方の能力や適性に応じた障害福祉サービスを利用し、自立した日常生活や社会生活を行うことができるよう支援するもので、障害者総合支援法に基

づき、介護給付費訓練等給付費に要する費用となります。この事業の国庫負担率は2分の1、県負担率は4分の1でございます。

前年度と比較しまして404万5000円の減額予算を計上いたしました。障害福祉サービスが広く認知され、利用者も定着してきておりますので、今年度の実績から減額としたものでございます。

次に、事業概要7行目障害者自立支援医療費給付事業3322万円でございますが、この事業は、更生医療、育成医療、療養介護医療が対象となり、障害者手帳を持たれている方が、日常生活を維持するために、確実な治療効果が期待できる医療費の給付を行うものです。この事業の国庫負担率は2分の1、県負担率は4分の1でございます。

前年度に比べて1663万円の減額となっておりますが、更生医療の対象者のうち、生活保護受給者の対象者が減になったことにより、対象医療費が減額となるためのものでございます。

次に、事業概要9行目重度心身障害者医療給付事業1億3119万9000円でございますが、この事業は重度障がい者に対して、医療機関等で保険診療された自己負担分を助成するものでございます。県補助率は2分の1でございます。

高額な医療費がかかる可能性の高い重度心身障がい者の経済的負担を軽くし、安心した生活を支援しております。

次に、90ページをお開きください。

事業概要5行目障害児通所支援給付等事業3634万3000円でございますが、前年度より359万4000円の減額となっております。国庫負担率は2分の1、県負担率は4分の1でございます。

この事業は身体に障がいのある児童及び知的障がい者、発達障がいを含む精神障がいのある児童を対象に通所による療育支援を目的とするものです。障がい児の療育に係るサービスのニーズは年々高くなっており、それに伴い事業費も増額となっております。

次に、事業概要6行目西予市障がい者（児）タクシー利用助成事業127万7000円でございますが、平成31年1月から開始した新規事業でございます。

目的としましては、外出が困難な重度障がい者の生活行動範囲の拡大を図るため、タクシー料金の一部を助成することで、社会参加の促進に寄与するものです。令和元年度の実績から令和2年度

の申請者数を見込み、前年度より491万円を減額して計上しております。

以上、障害者福祉費についてご説明させていただきました。

続きまして、101ページをお開き願います。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費でございますが、令和2年度予算は4343万9000円を計上いたしました。

事業概要にお示ししておりますとおり、職員給与費を除き、生活保護施行事業ほか5事業がございます。

生活保護法の適正実施に当たり、相談、調査、訪問等に必要な事務経費等であり、生活困窮する市民に生活保護法の適否を判断するとともに、最低生活の保護手法と自立助成を図る事業に係る費用を予算計上しております。

その中で、生活保護適正実施推進事業についてご説明させていただきます。

医療扶助費は生活保護扶助費の約54%を占めており、令和2年度においても2億5317万6000円の予算を計上しております。

この事業は、医療扶助費の適正化を図るために、被保護者のレセプトを点検し、重複や頻回受診をチェックするとともに、ジェネリック医療品の推進促進及び健康管理支援による重症化予防の推進などを行っています。

事業を行うに当たり、レセプト点検の外部委託、レセプト管理システムの活用及び医療扶助指導員による嘱託医協議や資格審査など、さまざまな方法を用いて医療扶助の適正化に努めておるところでございます。この事業は国庫補助率が4分の3でございます。

次に、103ページをお開き願います。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費でございますが、令和2年度予算は4億6340万7000円を計上いたしました。前年度と比較しますと560万8000円の減額となっております。国庫負担率は4分の3でございます。

事業概要の生活保護扶助事業でございますが、生活保護法に基づき、生活に困窮している方に、困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。

保護の内容には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、

葬祭扶助がございます。

保護を受けようとする方は、市の福祉事務所に保護申請を行い、預金・不動産などの資産調査、年金や就労収入の調査、就労の可能性の調査、親族の援助調査などを経た後、保護の要否が判定され保護を受けることとなります。

次に、3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費でございますが、令和2年度は2208万5000円のうち、福祉課所管分は2060万7000円を計上いたしました。県補助率は10分の10でございます。

平成30年7月豪雨災害に伴う、被災者見守り・相談支援事業の委託料となります。

この事業は、長期化する避難生活により、心身ともに疲弊した被災者のケアや孤立防止などのための見守り、生活再建に向けた相談の実施など、個別支援を行うとともに、仮設住宅、みなし仮設住宅や在宅の被災者を総合的に支援するものです。平成30年10月より西予市社会福祉協議会へ委託し、地域ささえあいセンターとして被災者支援に努めております。令和2年度も継続して支援するため委託料を計上したものでございます。

以上、災害救助費についてご説明いたしました。

歳出については以上でございます。

歳入につきましては、事前に提出しております資料の福祉課委員会説明資料（歳入）に充当先事業、備考欄に補助率等を記載させていただいておりますので、お目とおしいただき、説明は割愛させていただきます。

以上、福祉課所管分の令和2年度西予市一般会計予算について、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○加藤副委員長

89ページ、障害者総合支援給付事業10億2627万2000円についてですが、障がい者の方々の方々の自立をした日常生活を支援したりするための給付金だと思いますが、今西予市に障害者手帳を持たれている方は何人いらっしゃって、その方たちが在宅であるのか、また、施設に入られているのかというようなことがわかれば、その辺教えていただきたいと思えます。

○長野福祉課長

今手持ちに詳しい人数についての資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮委員

84ページの福祉避難所なんですけれども、これ私どもも詳しく知っておいたほうがいいと思いますので、町別で何カ所あるのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時20分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時21分)

○大野本福祉課長補佐

福祉避難所の各町別の箇所数についてお答えいたします。

城川町2カ所、野村町6ヶ所、宇和町4カ所、三瓶町2カ所、明浜町2カ所、計16カ所でございます。

○宇都宮委員

この場所というのは住民の人もわかっていたほうがいいと思うんですけれども、これの一覧表的なものをつくられてはないでしょうか。

○長野福祉課長

地域防災計画の中で、福祉避難所を指定しておりますので、そちらに一覧表がございます。

住民への周知についてでございますが、福祉避難所というのは、一般避難所に一度避難していただいた方が、そこでの対応が難しい場合に福祉避難所を開設して、そちらに移動していただくようになりますので、当初から地域住民の方に福祉避難所がここですという開示はしておりません。

○藤井福祉事務所長

補足しますと、全国的に新聞などにも書かれておりましたが、福祉避難所を一般の市民の方に公開するかしないかについては、公開してしまうと災害が起こったときにそこに集中してしまうということもありまして、今課長が申しましたように、本市としては、まずは一般の避難所の開設の情報を開示させていただいて、そこで過ごすことが不都合な方に関しましては、福祉避難所へ移動していただくようなことを現在はとらしていただいております。

○長野福祉課長

ただいまの回答に追加させていただきますが、一度一般避難所に移動するのも困難な方も在宅の方にはいらっしゃいます。そういった方につきましては災害対策本部に連絡をいただきましたら、福祉班で対応させていただいて、福祉避難所への案内をさせていただくように取り扱いをさせていただきます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○二宮委員

今の関連にならないかもしれませんが、高齢者の福祉施設等がたくさん西予市にはあるんですけれども、その避難計画というか、そういうの以前作成するという答弁があったと思うんですけれども、今西予市全体の中で、そういうのが全部揃っているのかどうかお伺いしたいと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時25分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時26分)

○長野福祉課長

各施設におきましては、施設ごとに避難行動計画を立てることが義務づけられておりますので、今全ての施設において計画は立ててあると、こちらのほうでは理解しております。

○二宮委員

それと生活保護関連で2点ほどお聞きしたいんですけれども、先ほど生活保護の流れは、課長が説明されたんですけれども、いざというときに助けを求めて市にこられたときに、やっぱりそれだけの時間の経過というか、いろいろなすべき書類、審査という時間がかかるんで、緊急的な市民に対しての何か手当が必要かなということで、最近では生活困窮者自立支援というの、ちょっと駆け込み寺的にできたんで、そういうのが利用されてるのかなと思ったりもするんですけれども、実際にそういうふうに、本当にこの2カ月、3カ月何とかしのげれば、生活保護までいなくて済むとか、そういう方とかの相談窓口とか、実際にそういうのがあって手当でできる事業があるのかどうか1点お伺いをまずいたします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時27分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時29分)

○長野福祉課長

窓口にいらっしゃる方いろいろございますが、その困窮の度合いもさまざまございまして、今すぐに住む家もないといったような方がございましたら、救護施設に一時保護という形で保護することもございます。

また、生活総合相談センターで、いろいろと失業等に対する相談を受けて、お話をお伺いして、就労に向けた支援等も行っておりますが、今すぐにお金がないというふうなご相談があった場合には、社会福祉協議会で行っております緊急小口貸付資金というのをご利用いただくようなお話で進めさせていただく場合もございます。

○二宮委員

もう1点は、担当課は多分建設課なんですけども、市営住宅の入居の際に、保証人が2人というのがあって、以前もこれ委員会とかで質問したんですけど、特に生活保護を受けたいとか、そういう申し込み中の方とか、生活保護を受けておられる方が、なかなか2人の保証人を準備するということが大変なんですよね。そこを何とか1名にならないかとかいうことを以前も質問させていただいたんですが、先日、新居浜市がなしという画期的な決断をして今進めとると思うんですけども、全国的にも今2名を1名にとり自治体は増えてるといふふうに私は承知しておるんですけども。

課長や部長が、西予市内の連絡の場のときに、ぜひ建設課に向けて、そういう提案をしていただけないかなというのが、この議案審議とはちょっと離れるかもしれませんが、お願いなんですけどもいかがでしょうか。

○藤井福祉事務所長

貴重なご意見いただきましたので、この件に関しましてはまた建設課ともお話をさせていただきたいと思っておりますので、議員のおっしゃるとおりになるかどうかここでは確約できませんが、検討はさせていただきたいと思っております。

○酒井委員

今の意見は曖昧な答え方じゃなしに前向きにとりいうぐらいな答え方にしてくださいや。やはり今質問してるのは建設課の問題じゃないんで、実際ね。今言ってるのは生活保護の形の中で言うとり

んだから。自分の責任、部長言えるぐらいならんといけるかい。終わります。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時32分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時33分)

ほかに質疑は。

○河野委員

災害救助費、見守り相談事業ですけれども、仮設住宅に入られてる方の支援をする事業と説明でしたけれども、順次仮設住宅から災害公営住宅への移られる方ができるかと思いますが、公営住宅に移られてからも、こういった事業、見守りをしていただきたいと思うわけなんですけれども、被災された方のケアを十分にそういったことができるのかどうかお伺いしたいと思っております。

○長野福祉課長

地域ささえあいセンターでは、仮設住宅を中心にも行っているところではございますが、当然在宅で被災された方も多くいらっしゃいまして、そちらにもささえあいセンターの相談員は、今も見守りに訪問をしております。

今後、災害公営住宅とか、また新たに家を建設されて、仮設住宅から代わられた方につきましても、それ以降も地域ささえあいセンターで訪問を継続して行い、再建、どこまでが再建かというのはなかなか難しいところではございますが、できる限りささえあいセンターの相談員で訪問はさせていただくようになっております。

また、このささえあいセンターも、令和2年度は継続して行う予定でございますが、今後いつまでそのささえあいセンターについての国の補助事業が継続されるかもまだ不透明なところでございます。

ゆくゆくはその地域で支えていただく、社会福祉協議会が行っております地域でのそういった支援のほうに順次つなげていけたらなというふうに考えております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮委員

先ほどの福祉避難所の続きになるんですけど、これ国と県のお金が入ってるんですけども、町別の箇所数を見たら、人口じゃない基準が何かあるのかなと思うんで、この設置基準とかいうのを

もし説明できたら説明していただきたらと思います。

○長野福祉課長

現在指定福祉避難所に指定させていただいているのは、主に西予市内にごさいます入所施設を基本に指定をさせていただいております。そのため、入所施設がある地域になりますので、人口とは関係なく指定をさせていただいております。

○宇都宮委員

これは国・県がそういうようなやり方をしなさいという指導がきてるといことでしょうか。

○長野福祉課長

特にそういう指導があったわけではないんですが、福祉避難所として受け入れていただくためには、それなりの設備が必要です。通所支援事業所では、そういった寝泊まりができる設備が整っているわけではございませんので、必然的に入所施設になったというふうになります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

民生委員が新しく選ばれまして、研修費も含んでいただいているんですが、3年に一遍の研修費でございますね。

それでお聞きするんですが、民生委員を選ぶのは地区の区長さん大変推薦するのがご苦労なさっているんですけども、今回も、法的な形の推薦基準というのがあるんですけども、それをクリアしてない75歳以上の人を推薦してなるとか、いろんなことが想定されるんですが、例外的なところが西予市には何件ぐらいあるかお聞きをいたします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時38分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時38分)

○脇本福祉課係長

昨年12月の一斉改正において、西予市の中で、年齢基準75歳以上の方は12月1日時点では3人いらっしゃいます。

○二宮委員

90ページの障がい者(児)タクシー利用助成事業で、実績に基づいて減額というご説明がありましたけれども、もしこの予算を超えたときには、

臨時措置というか、増やしてもらえるというのか、そういう状況なんでしょうか。

○長野福祉課長

昨年度の実績に基づいて、令和2年度の予算を計上させていただいたところですが、仮に予算を超えるような利用が増えるようでしたら、また、補正予算等に対応させていただいたらと思っております。

○二宮委員

別件で大まかな話になりますけども、地域包括ケアシステムというのを国がいろいろ言いだして、当初は高齢者とか認知症とか、見守りとかというのがメインやったと思うんですけども、その後、障がい者の方とか、若い子育て世代とか、そういうところにも地域包括ケアシステムと一緒に地帯でつくっていくみたいな流れになると思うんですけども、実際には社協がやられと思うんですけども、西予市のそういう地域包括ケアシステムの進みぐあいというのか、全般的にどのように感じておられるのかなというご意見をお聞きしたいなと思っております。

○長野福祉課長

地域包括ケアについてなんですが、高齢者については長寿介護課で所管して行っていており、また子育て世代等につきましては、健康づくり推進課が今後取り組みについて考えておられるようです。それぞれで行っているわけなんですけど、ゆくゆくは、やはり総合的な考えで、地域でお子さんから高齢者の方までのケアが必要でなってくる、そういう体制は必要ではないかと考えております。

○二宮委員

以前、この地域包括ケアシステムを西予市にという話をしたときに、医療とか、いろんな部門との定期的な会合持ってますみたいな話があったと思うんですけども、そういう中にそういういろんな部門が入っての話し合い的な、会議的なものがあるのかなというふう思ったのでお聞きしたんですけども、そういう点がもしわかりましたらお願いします。

○長野福祉課長

現在はまだそこまで進めていられないのが現状だと思います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時42分)

【生活福祉部】

【環境衛生課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時58分)

次に、議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」を議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

○佐々木環境衛生課長

それでは議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定について」ご説明をさせていただきます。

さきの本会議で藤井生活福祉部長からご説明申し上げました内容と重なりますが、本条例は、本市における環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、再生可能エネルギーの有効利用を積極的に推進していくことが必要でございます。

しかしながら、その一方では再生可能エネルギー発電施設の建設において、不十分な設計や施工の事例とか、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や環境破壊、異常気象時における災害発生の恐れや事業終了後のパネル放置に係る懸念等が全国的な課題となっているところでございます。

国の重要文化的景観等にも選ばれております本市における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、かけがえのない財産でありまして、再生可能エネルギーは地域と共生して調和のとれた利用促進を図っていく必要があります。

そのためには、地域における発電施設の安全性、信頼性の確保及び自然環境、生活環境との調

和を図ることが重要であることから、事業者に対して、発電施設の適正な設置と維持管理を求めていくということで条例を新たに制定するものでございます。

これより本条例について、条を追ってご説明を申し上げます。

第1条から第3条でございますが、この条例の目的や用語の定義、基本理念を定めるものでございます。

第4条から第6条は市、市民、事業者の責務、第7条においては、土地所有者の責務を定めるものでございます。

第8条から第9条におきましては、禁止区域と抑制区域を定めるものであります。

第10条から第12条までは、事業の届け出に関するもので、第11条では周辺関係者への説明及び自治会の同意を求めています。

第13条から第15条までは市の審査について定めているところです。

第16条から第19条までにつきましては事業の実施、維持管理、施設の廃止等を定めております。

第20条から第21条は市の指導、勧告ができること、また、それに従わない場合、事業者名及び勧告内容を公表することを定めております。

第22条は委任規定であります。

附則につきましては、施行期日を令和2年7月1日とし、経過措置としまして、公布日前に着手している事業について、適用除外を定めるものでございます。

本日、周知用のチラシの案ということで配布をさせていただいております。こちらで要約して記載をして周知を図ろうと考えているところでございます。

以上で、「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定について」の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑はありませんか。

○二宮委員

この設置条例につきましては前回全員協議会でご説明いただいたときにもお話ししたんですけど

も、私からしたらですけれども、何か突然出てきたみたいなイメージがあって、先日本会議場で、中村議員がおっしゃってましたけれども、全く反対の意見なんですけれども、今課長がご説明いただいた、最初に再生エネルギーを促進することは必要であるとかというお話、説明の中にあっただけですけれども。

ただこの条例見てみますと、タイトルにも目的にも全くそれが書いてない、感じられるところがないというのが、私の一番の違和感でありまして、この条例が出てきた後に、全国どんなのがあるのかなと思っていろいろ調べてみました。

北海道興部町というところは、再生エネルギーの発電設備設置の促進条例、これは再生可能エネルギーを推進しましょうという条例なんですけども、伊勢志摩の志摩市は景観が重要視されているまちなんですけども、そこにおいては再生可能エネルギー設置と自然環境等の保全との調和に関する条例、もう一つ、栃木市というところも自然環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例というふうなタイトルになってるわけですよ。

ですから、今、課長が言われた趣旨であるならば、また、この重伝建とか、明浜の自然とか、そういうことを考えるのであれば、そういう僕はネーミングにさせていただきたいなど。また目的の中にも一言もそういうのが見受けられないということに本当に違和感を感じて私は賛成できないという意見でございますけれども、いかがでしょうか。

○佐々木環境衛生課長

先般の議員全員協議会におきましても、解説等で、再生エネルギーを規制しているように思えるというところで、今の条例ではそういった再生可能エネルギーに取り組むというところの記載がないというような話もございました。

12月議会で西予市の環境基本条例制定のご承認をいただいておりますが、今回の再生可能エネルギー条例第1条の目的に、西予市環境基本条例に基づきというところがございます。

環境基本条例におきましては第8条施策の基本方針で、第4項「地球環境の保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、エネルギーの有効利用を積極的に推進すること」ということで規定しております。

市としては、再生可能エネルギーには、当然取り組んで推進していくという立場でございます。

その一方で、第2項では「人と自然の豊かな触れ合いを保つため、身近な緑、水辺等に恵まれた生活環境を確保し、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図る」と規定しておりまして、このことから、再生可能エネルギーは、地域と共生し、調和のとれた利用促進を図っていくというように必要があると考えております。

そのためこの本条例については、再生可能エネルギー発電施設が、生活環境や自然環境に極力影響を及ぼさず、地域と共生できるよう施設の適正な設置及び維持管理を求めていることを目的としておるところでございます。

施設の設置自体を規制するというところではございませんのでご理解をいただけたらと思います。

○二宮委員

環境基本条例のときにも同じようなお話をしたんですけれども、あれ自体が私自身は、本当に市民とそういう話の接点がないままつくってるという意識があって、悪くはないんですよ、条例自体をつくること自体は悪くも全然ないんですけども、例えば今課長が説明された環境基本条例にこういうふうなうたってるから今回の条例はこうですよと言われるのであれば、それこそ僕を入れるべきじゃないかなと逆に思うわけですよ。

市民の人が見たらそういうふうには思いませんよ。間違いなく環境条例見てこれとかいってつながっては。

それともう一つ12月のときに、景観条例の話もさせていただきました。

景観条例があるのに、今の適応できないのかというと、重伝建しか結局できないという答弁やったんですけども、それやったらまずは景観条例で改正をして変更していくと。明浜の段々畑とか、いろいろ景観は、西予市にジオもあるわけですから、大切な地域があるわけで、そういうところに拡大していくような景観条例をまずつくっていくとか、そういう方法があったんじゃないかなと思うんですけども、何かいきなりこう押しつけてきて、環境基本条例ができて、今回の再生エネルギーと。

再生エネルギーについても、今確かにいろんな問題点は、設置についての問題点もありますし、住民感情もあります。私も風車を反対されている

方にお話を聞いたときに、原発も反対と、今回の風車も反対。じゃあどうしたらいいんだろうかと思って聞きに行ったんですけども、そしたら、風車が反対じゃなくて、そこに設置するために自然破壊がされたり、あと数年、何十年後に元に戻すという約束がされてなかったりと、そういうことで反対してるんだというふうなことを言われたんですけども、それだからそういう趣旨はわかるんですよ、今回作ったね。

でもさっき言ったもう一方で再生エネルギーを進めていくというのは、原発30キロ以内にある西予市においての市民の中にはやっぱりそういうふうな思いの人もたくさんおるというのも現実なわけで、課長が言われた環境基本条例12月につくって、それをもとにこれですよって言われても、なかなか市民の人はつながらないと思うんですよ。これだけ見てやっぱり「え」っていう思いのほうが強いんじゃないかなと思うんですけども。私だけでしょうかね。

○酒井委員

過程的には方法論なんかそれぞれあるわけがございますので、ただ理事者側が、現状の西予市の現状を見て急いでつくった感は否めないという感じは私もしておりますけれども、これを第一歩として整備しながらひとつやっていくと。最初から完全なものができるわけございません。ですから私もいま一つ言うなれば、農地、法務局の登記は林野、農業委員会は農地、このあたりの問題がありますので、そういうところからまだ整備もされてないのに、ないところでいろんな問題がこれから出てくると思いますよ。ですからそのときそのときでやっていって、それは趣旨とか、そういうものは、全国の先駆けたところには及ばない。

趣旨、そういうものももう一度考え合わして、またいけなかったら条例改正出してきて、そういうものにつつひとつしっかりしたものに築き上げていただきたいと思いますので、それは個人個人でこの条例がどうであれこうであれという方は、細部にわたって議論したらいつまでも尽きないと思うのが私の意見ですので、新たに問題が出たときには、それに対応できるような対処の仕方をしてほしいということだけでございます。

私は、賛成意見という形で出していただきました。

○藤井生活福祉部長

まず市民の方への周知につきましては、お手元にも配付をさせていただいてるんですが、チラシを作成いたしまして、こちらで周知をするようにしております。

前、目的がそういう規制に走ってるんじゃないかというところでございましたんで、条例制定の目的のところを「推進していくことは必要です」という文言を入れらせていただいた上で、それとあわせて適正な設置もしていただければならないというような書き方にこちらでも修正をいたしました。

この前全協で説明させていただいたときに、事業者配布しますマニュアル、いわば今回の条例の内容や届け出の手順、フロー図を書いた資料をこの前ご提出させていただいたんですが、そちらも誤解のないように、決して推進を、規制だけじゃないということ、そちらも訂正をさせていただきまして、そういったところの誤解を招かないように私どももさせていただいております。

また先ほど酒井委員が言われたように、条例を制定した後、不都合とか、改正をする必要があるなというところがございましたら、また条例の改正ということで提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解いただいたらと思います。

○二宮委員

ここに、僕も資料見せてもらったときに、一行半書いてあるなというのは見ましたけども、今後、今酒井委員も言われましたけども、改正することもできるわけで、先ほど僕が言った他市の、全国的に本当にこういう調和と規制ということを目指されてる市というのはたくさんあると思いますんで、もう1回そういうところの書いてある目的とかいうのを確認いただいて、条例改正することは全然やぶさかではないんじゃないかなと私自身も思いますんで、ぜひそういう方向性でお願いしたいなというのと。

もう1点技術的な話ですけど、この条例、市はつくったけども、規制として、例えば風車にしろ、太陽光にしろ、設置認可は国・県ですね。その国・県へ申請して、許可をもらうのと、この西予市にここに書いてある届け出の流れというので、どこでどういうふうな、もうやることは決まってるってここへ来るのか、そういうところがちょっとわかりにくいんですけど、わかりましたら説

明していただきたいと思います。

○佐々木環境衛生課長

国の届け出におきましてはFIT法に係る補助金を受ける場合に届け出をすることとなります。

ですから基本売電する場合というところで、50キロワット以上ぐらいが産業用ということで分類をされておりまして、基本、売電される方というのは、産業用で50キロというところになると思います。ですから自家発電等で使うという場合は、国に申請をすることもないと考えております。

そういったことで市のこの条例につきましては、基本10キロワット以上ということで、売電を目的にというところで書いておりますが、国にその売電をする場合というのは当然国に申請をして、そこで補助を受けるということになるんですが、基本この審査全てにおいて申請をしていただくということになります。

○二宮委員

質問の意図がちょっと伝わらなかったかもしれないんですけども、ここの西予市に届けられないかん前提として、事業者は国や県のFIT法に基づく認可を受けた上で、受けてから西予市に届けるのか。そうじゃなくて、国に言う前に西予市にも届けられないかんのかという話です。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時16分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時19分)

○兵頭環境衛生課長補佐

まず、太陽光事業などの認可につきましては、国が買い取り価格の補償を認可するという形になります。設置場所については、その業者が、全国、自分らで用地を探して設置することになりますが、その設置に当たってはFIT法で、関係法令を遵守するということがありまして、その関係法令の中に、今回西予市が作成する条例も含まれるようになります。

その条例を遵守しながら設置場所を決定していくという形になりますので、今回の条例において、そういう禁止区域とか、抑制区域を設定しているというのはそういう面も含めて設定しているわけでございます。

○二宮委員

説明ありがとうございました。

私自身がそういう再生エネルギーの認可の流れがよくわかってなかったものですから、よく今の説明でわかりました。

ただこの条例につきましては、部長もここに気を遣って一行半入れていただいているように、今後、部長もまだ定年ではないので、改正に向かって動いていただけるかなという期待を込めて、反対はしないようにしたいなと思ってます。

○藤井生活福祉部長

ありがとうございます。

先ほども申しましたように、今後制定してからいろいろなケースが発生すると思います。その中には条例では不都合なものも出てきようかと思えますので、その辺は今後また改正等も含めて検討していきたいと思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤副委員長

周知用チラシについてなんですが、適正な維持管理というところがあると思うんですが、そこで「事業を終了し施設を廃止する場合は、廃止の30日前までに市への届出が必要です」という文言があると思うんですが、これについてお伺いしたいんですが、通常買い取りというのが20年できると思うんですけれども、その途中で事業を廃止するとか、どういう意味合いでこれが書いてあるのか教えていただきたいんですが。

○佐々木環境衛生課長

事業を廃止した場合に、きちんと太陽光パネルを除けていただいて、要は実際最初設置したところを、最後まできちんと事業者で管理をしてもらうということで、そのあと、またその事業者がそれをまたほかの事業者に売ったりっていう可能性があるかもわかりませんが、そういったことで後々責任を持って、そのパネルというところの廃止届を出していただいて除けてもらうという、後々もきちんと管理をしてもらうということで規定をしております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第2号「西予市再生可能エネルギー発電施

設の適正な設置及び維持管理に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時23分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時26分)

続きまして、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分を議題といたします。

佐々木課長より説明をお願いします。

○佐々木環境衛生課長

議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分について、説明をさせていただきます。

まず歳入につきましては、事前に配付しております資料にまとめておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

それでは配付資料1ページをお開き願ったらと思います。

令和2年度の当課に係る歳入予算の総額でございますが1億1978万4000円となっております、その内訳でございますが、節と当課予算額欄を読み上げますが、保健衛生使用料としまして2333万4000円、保健衛生手数料137万9000円、清掃手数料7838万1000円。

資料2ページに移りまして、保健衛生費委託金が9,000円、土地建物貸付収入3万1000円、利子2万1000円、地域振興基金繰入金352万8000円、田園ロマンの里づくり基金繰入金158万5000円、子ども教育振興基金繰入金109万2000円、衛生費雑入1042万4000円でございます。

新たなものとしましては、環境基本計画策定に伴う地域振興基金繰入金352万8000円と衛生費の雑入、その他雑入でございますが、ゴミ袋の広告料5万円、市営墓地支障木撤去販売として20万円を計上しております。

そのほかにつきましては、例年同様の歳入に基づくものでございまして、充当先につきましては、それぞれ事務事業名で記載をしておりますが、そちらをごらんいただければと思います。

次に、歳出につきまして説明をさせていただきます。

予算書で説明をさせていただければと思います。予算書107ページをお開き願ったらと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費でございますが、令和2年度の予算としましては7963万4000円となっております、平成31年度と比較しますと1252万4000円の減額となります。

事業概要4段目の浄化槽設置整備補助事業1503万7000円につきましては、上下水道課所管分でございます、当課所管分の予算としましては、環境衛生庶務事業以下10事業の1201万4000円と職員給与費の5258万3000円で、合計としまして6459万7000円となります。職員給与費を除く10事業では、平成31年度と比較しますと420万3000円の増額となっております。

環境衛生費では、従来の事業の増減については、事業精査等が主なものでございまして、新たな取り組みとしましては、108ページ5段目になりますが、環境保全推進事業427万円で、令和元年度第4回定例議会において議決いただきました西予市環境基本条例に基づきまして、西予市における環境保全の総合的、計画的な推進を行うため、基本理念や施策を盛り込んだ環境基本計画を策定するための委託費や環境審議会関係の費用を計上しております。

令和2年度につきましては、計画策定の事前準備としまして、基礎調査や市民等の意識調査、現状分析、課題の整理を行いまして、具体的な計画につきましては、令和3年度に実施予定としておるところでございます。

続きまして、予算書111ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目葬祭費でございますが、令和2年度の予算は3039万6000円となっております、平成31年度と比較しますと143万4000円の増額となっております。

葬祭費においては、市営墓地管理運営事業のほか5事業となっております。

いずれの施設においても、最も適切な管理運営に心がけ、業務に支障が生じないようにしなければならぬ施設と考えております。中でも火葬業務の管理運営事業は、万全な執行を図るため、業務に伴う燃料費や委託費、施設の保守点検・修繕費などの維持管理、運営のための経費を計上させていただきます。

増額の主な理由としましては、市営墓地管理運営事業で、宇和黑瀬霊園において支障木の伐採を行うもので、伐採委託料としまして191万円を計上しております。あと、野村浄香苑管理運営事業で、外構の草刈り、庭木の剪定作業を行う臨時職員の費用としまして、令和2年度から会計年度任用職員給与費ということで、組み替えということで別に計上をしているところでございます。

続きまして、予算書112ページをお開き願ったらと思います。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費でございます。

令和2年度予算は5億4689万9000円となっております。令和31年度と比較しますと749万9000円の増額となっております。

塵芥処理費におきましては、塵芥処理庶務事業のほか14事業と各施設の会計年度任用職員給与費で3事業、職員給与費1事業でありまして、被災建物等解体・撤去支援事業として、新たに予算計上しております。

その中で増額や減額となっている主な4事業につきまして説明をさせていただきます。

塵芥処理庶務事業でございますが1671万9000円あります。平成31年度と比べまして455万3000円減額をしております。

減額の主な理由は、需用費452万円の減で消耗品におきまして、市指定のごみ収集袋の作成枚数や単価の見直しによるものと、本年度、印刷製本費でごみの分類表を作成して3月に配布予定でございますが、そちらの作成費の減によるものでございます。

続いて、可燃ごみ処理委託事業1億9968万円でございます。令和2年度と比べまして512万円減額がしております。

減額の理由としましては、八幡浜南環境センターで処理する可燃ごみの処理委託費を支出しておりますが、令和2年度の処理量を平成31年度と比較しまして200トンの減として予算計上をしているところでございます。

次に、ごみ収集運搬業務委託事業2億1537万円でございます。平成31年度と比べまして866万8000円増額をしております。

増額の理由は、消費税や人件費等によりまして委託料が増額をしたものでございます。

予算書113ページ、事業概要2つ目の被災建物

等解体・撤去支援事業で1038万3000円を新規事業として計上しております。

これについては、平成30年7月豪雨災害により被災した住家について、家主からの申請に基づき、公費で解体・撤去を行っておるものですが、やむを得ない理由で期限までに解体・撤去ができなかった2件について、市の単独事業として解体・撤去をするものでございます。

その下、会計年度任用職員給与費ですが、3施設の人件費を計上しております。

これはそれぞれ3施設の臨時職員分につきまして、会計年度任用職員制度の改正に伴う人件費の予算として、新たな事業として組み替えを行っているところでございます。臨時職員の人数につきましては、平成31年度と変更はございません。

予算書114ページをお開き願ったらと思います。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費でございます。

令和2年度予算は1億2788万3000円となっております。平成31年度と比較しますと1375万9000円の減額となっております。

事業概要にありますとおり、西予市衛生センター施設の管理運営及び職員給与に要する予算として計上をしております。

減額の主な理由としましては、平成31年度予算に計上していた会計検査院指摘による循環型社会推進交付金返還金としまして1658万1000円を減額したことが主な要因でございます。

施設の管理運営について、3年間の運転管理業務が本年で終了することから、令和2年度から施設の維持管理と運転管理を包括管理として計上をしております。市が施設の維持管理として予算計上していたものを、包括管理ということで、処理場の維持管理委託料としまして9143万2000円、定期的な修繕としまして修繕費2370万1000円を計上しております。また、施設が稼働後4年目に入ることから、廃掃法で義務づけられております精密機能検査の費用としまして、新たに機能検査委託料としまして330万円を計上しております。

最後になりますが、213ページをお開き願ったらと思います。

13款諸支出金、2項基金費、1目基金費で、事業概要3つ目の一般廃棄物処理施設等建設基金事業とその3つ下、田園ロマンの里づくり基金事業の

1万6000円と5,000円でございます。基金事業の目的につきましてもの説明は省略させていただきますが、基金の利息による積立金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上です。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

113ページの被災建物等解体・撤去支援事業、課長の説明で、期限が切れた方への市の単独事業というふうにお聞きしましたけれども、件数的にはどれぐらいあるのか教えていただきたいと思えます。

○佐々木環境衛生課長

本日配付させていただいております災害廃棄物処理事業の報告資料でご確認願ったらと思えます。

最後から2枚目になりますが、公費解体の状況があります。市全体で143件の申請がありまして、発注件数が142件、この分未発注は1件なんです。野村町で1件、事務所と倉庫がありまして、倉庫のみ解体を実施して、事務所につきましては、今現在、仕事の都合で未解体となっている状況でございます。

ですから一部の解体の分と実施できてない1件分の2件ということで予算は上げさせていただいております。平成30年度と平成31年度の解体の発注件数が142件ということになります。

○二宮委員

これは、国や県に言っても支援はないものなんでしょうか。

○佐々木環境衛生課長

基本的に災害復旧事業は被災年度で終わらすというところが、国の方針でありまして、当然そこが年度内にできないと、ほかの災害復旧事業、道路とか、関係の事業で事業者が仕事を受けられないというところで繰越事業がありまして、令和元年度にその繰越事業ということで着工して取り壊しをしているところです。

実際は事故繰越というのが制度的にはあるんですが、事故繰越をする場合には、契約をして金額を確定しないと事故繰越ができないというところ

がありまして、この2件については河川改修の関係もありまして、取り壊しのところでどうするかというところでまだ決まってない状況で、実際予算を組んでも令和2年度に発注できるかというところはまだはっきりしないところで、事故繰越もできないというような状況で、単独費で対応するしかないと考えておるところでございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮委員

今の説明資料の中の最後、豪雨災害における市内の仮置き場の一覧表なんですけれども、これに関連しまして、南海トラフの地震が起こったときに、こういう災害の物質の片づけでいろんなところに仮置き場をつくらないいけないと思うんですけれども、そこらの候補地についての検討とかそういうことはどういうふうになってますかね。

○佐々木環境衛生課長

災害廃棄物の仮置き場につきましては、12月末で西予市の災害廃棄物処理計画というのが完成をして、ホームページにも掲載しております。

そこで一応仮置き場の選定の一覧ということで、公表はさせていただいておりますが、実際南海トラフが発生すると、当然その仮置き場では処理し切れない量が発生すると考えております。そういったことから県と連携をしながら広域処理を行っていくというようなことで廃棄物の処理を進めないといけないというところでありまして。

その仮置き場につきましては今現在50弱ぐらいの仮置き場を選定しておりますが、面積的には充足はしておりません。あと仮設住宅用地とも重複しているところがありますので、災害の程度によりましてどれだけの仮設住宅がいるのか、また仮置き場がいるのかということになりますので、その辺は対策本部の中で、どこを選定するかというようなことで選定するようになろうと思えます。

○宇都宮委員

仮置き場の件につきましては、一つの課とか部とかを越えて全体的な取り組みをしなければならぬと思うんですけれども、南海トラフ地震というのはもうあした起こるかもしれないですよ。そういう意味ではやっぱり早急にこの候補地をもっと、50カ所が100カ所あったらいいのかそこらはわかりませんが、そこらもうちょっと

と急いで、西予市としての仮置き場の決定方針、方向で進めてもらいたいなど。

そういうことを当然県とかも相談しながらやらなければならないんでしょうけれども、積極的に自分の市で決めていくんだという心構えで取り組んでいただきたいと思います。

○佐々木環境衛生課長

仮置き場につきましては、国有地とか、県有地等も今県から調査がありまして、そちらで、市として考えられる仮置き場というところを今上げている状況でございます。

市の災害廃棄物の処理計画上、県とか国の土地を入れられなかったというところはあるんですが、その辺連携して、県有地とか、国有地等使えるところは使うということで、内部で検討はしているところですので、またそういった土地について、候補地としてここはどうかというところがありましたら、情報提供もいただいて、検討はさせていただいたと思います。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時50分)

【市民課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時58分)

これより市民課が所管する各議案について審査に入ります。

まず、議案第13号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松本課長より説明を願います。

○松本市民課長

議案第13号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説

明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるように本条例の一部を改正するものであります。施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上です。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第13号「西予市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第16号「西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松本課長より説明を願います。

○松本市民課長

議案第16号「西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年4月1日から民法の一部を改正する法律が施行されることで、賃貸借契約関係の規定が見直しをされることに伴い、敷金の取り扱い及び修繕負担の内容を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上です。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時01分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時01分)

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第16号「西予市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」市民課所管分及び、議案第41号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算」及び、議案第42号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」の3件を一括議題といたします。

これから3つの会計を審査しますが、1議案ずつ説明、質疑を行い、全ての議案の質疑が終了しました後に、議案ごとに採決を行わせていただきます。

それではまず、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」市民課所管分について、松本課長より説明を願います。

○松本市民課長

議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」の市民課所管分につきまして、予算書に基づきご説明を申し上げます。

一般会計予算書67ページから68ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

まず歳出からご説明をいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1億5894万9000円を予算計上いたしました。前年度より2530万5000円の減額となっております。

主な理由といたしまして、職員給与費等の減額によるものでございます。

事業の内訳といたしまして、戸籍事業、印鑑登録事業、中長期在留者居住地届出等事務事業、住民基本台帳管理事業、自動車臨時運行許可事業、

旅券事業、マイナンバーカード交付事業、会計年度任用職員給与費住民基本台帳管理事業分と同じくマイナンバーカード交付事業分があります。以上9事業になります。

続きまして、84ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額7億4301万1000円のうち、市民課所管分は、85ページの27節繰出金、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業で4億6794万7000円を予算計上いたしました。昨年度より1173万4000円の減額でございます。

主な理由といたしまして、保険基盤安定繰入金に係る一般会計繰入金の減額によるものでございます。この繰出事業につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定でご説明をいたします。

続きまして、85ページから86ページをごらんください。

2目社会福祉施設費、本年度予算額2242万9000円のうち、市民課所管分は、宇和ふれあいセンター管理運営事業295万8000円及び、宇和小森会館管理運営事業291万円、会計年度任用職員給与費917万7000円の合計1504万5000円を予算計上いたしました。昨年度より130万2000円の減額となっております。

主な理由としまして、会計年度任用職員1名減によるものであります。

続きまして、91ページをごらんください。

5目国民年金事務費、本年度予算額704万7000円を予算計上いたしました。昨年度より471万3000円の増額でございます。

主な理由としまして、育児休業の職員の代替としての会計年度任用職員の任用に伴う非常勤職員報酬等の増額によるものであります。

続きまして、91ページから93ページをごらんください。

7目人権対策費、本年度予算額2076万円を予算計上いたしました。昨年度より1054万6000円の減額でございます。

主な理由としまして、伊延改良住宅の解体に係る工事請負費の減額によるものであります。

事業内容としまして、人権対策室庶務事業、改良住宅事業、隣保館分館維持管理事業、人権擁護事業、会計年度任用職員給与費の5事業でございます。

続きまして、93ページをごらんください。

9日後期高齢者医療費、本年度予算額8億7492万円を予算計上いたしました。昨年度より1472万9000円の減額でございます。内訳としまして、後期高齢者医療事業6億2484万9000円、前年度は6億4254万3000円で1769万4000円の減額となります。

主な理由としまして、令和元年度実績見込み等により、広域連合から示された負担金の減額によるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出事業2億5007万1000円、前年度は2億4710万6000円で296万5000円の増額となります。この繰出事業につきましては、後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

続きまして、104ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億3455万8000円のうち、市民課所管分は106ページ、27節繰出金、診療所勘定繰出事業で4915万7000円を予算計上いたしました。前年度より1423万4000円の増額でございます。

主な理由といたしまして、周木診療所の地方債の元金償還分と会計年度任用職員の報酬の増額によるものであります。この繰出事業につきましては、国民健康保険特別会計診療施設勘定予算でご説明いたします。

なお、お手元に配信しました資料1ページをごらんください。

令和2年度当初予算歳入、（特定財源）充当一覧でございます。

左から、歳入予算書ページ、款、項、目、節、説明、金額、充当先事務事業、金額、備考となっております。歳入については、お目通しいただいたらと思います。

以上で、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」のご説明とさせていただきます。

○源委員長

当初予算に関する説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

次に、議案第41号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、松本課長より説明を願います。

○松本市民課長

続きまして、議案第41号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算」につきまして、予算書に基づいてご説明を申し上げます。

お手元に配信しております資料4ページをごらんください。特別会計予算書は26ページからになります。

令和2年度の予算について、まず歳出から資料をもとにご説明をさせていただきます。

資料は、左から通し番号、歳出科目、歳出概要、令和元年度予算額、令和2年度予算額、比較、備考の順に記載しております。

通し番号1番総務費ですが、本年度は8718万9000円を計上いたしました。前年度より801万7000円の減額となっております。国民健康保険事業に係る事務費となります。

今回の主な減額の理由につきましては、職員給与費の減額によるものであります。

予算書は26ページから29ページにかけて、1款総務費、1項総務管理費から4項趣旨普及費までになります。

次に、通し番号2番から17番の保険給付費ですが、一般被保険者、退職被保険者とその他の給付となります。

予算書は29ページから32ページにかけての2款保険給付費、1項療養諸費から5項葬祭諸費までになります。

17番にその合計を記載しております。

本年度は38億7502万7000円を予算計上いたしました。前年度より1億5362万円の増額でございます。

主な理由としまして、保険給付費の増額によるものであります。また、いずれの項目につきましても、前年度の実績を勘案して予算計上しております。

続きまして、19番国民健康保険事業納付金ですが11億9222万5000円を予算計上いたしました。

予算費は32ページ、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分から33ページの3項介護納付金分になります。

国保の制度改正による広域化に伴い、市町が支払う保険給付費の一部を県が市町に交付するための財源として、県が市町から徴収するものであります。県は、全体の保険給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町ごとに、所得水準や医療費

水準を考慮して決定することとなります。

続きまして、通し番号18番の共同事業拠出金ですが、退職者医療共同事務拠出金規則により、年金受給権者一覧に係る経費となっております。

予算書は33ページの4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、5目共同事業拠出金になります。

続きまして、20番保健事業費ですが、本年度は590万3000円を予算計上いたしました。

予算書は34ページの5款保健事業費、1項保健事業費になります。

内容としまして、医療費の通知事業の郵便料、医療費適正化に係るレセプト点検の医療審査等委託料となっております。

続きまして、21番特定健康診査等事業費ですが、本年度は3597万4000円を予算計上いたしました。

予算書は34ページから35ページにかけての2項特定健康診査等事業費になります。前年度より113万9000円の減額でございます。

特定健診及び特定保健指導に係る経費となります。

続きまして、22番直診勘定繰入金ですが499万3000円を予算計上いたしました。

予算書は36ページ、7款諸支出金、2項繰入金になります。

僻地にかかる特別調整交付金で、土居診療所分となります。

続きまして24番予備費ですが200万円を予算計上いたしました。

予算書は37ページ、8款予備費、1項予備費になります。

歳出合計52億736万9000円となり、前年度より2億2381万円の増額となります。

次に歳入のご説明をいたします。

資料3ページをごらんください。予算書は21ページからになります。

1款国民健康保険税、2項国民健康保険税になります。通し番号1番と2番の保険税ですが、一般被保険者7億7581万2000円、退職被保険者60万6000円、3番がその合計で7億7641万8000円、前年度より2672万5000円の減額でございます。

保険税の算定に当たりましては、10月末の調定を参考にして、被保険者数及び収納率を考慮して算出しております。

続きまして、4番国庫支出金の社会保障・税番

号制度システム整備費補助金ですが35万2000円を予算計上いたしました。

令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードを健康保険証として利用できるためのシステム改修に係る補助金でございます。補助率は10分の10となっております。

予算書は22ページ、4款国庫支出金、2項国庫補助金、7目社会保障・税番号制度システム整備費補助金になります。

続きまして、5番から9番の県支出金については、広域化に伴い県より交付されるもので、10番が合計で39億5663万8000円を予算計上いたしました。

予算書は23ページ、5款県支出金、2項県補助金、4目保険給付費等交付金になります。

内訳といたしまして、保険給付費等交付金、保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金、特定健診等負担金でございます。

続きまして、11番から17番が一般会計からの繰入金になります。

予算書は23ページ、7款繰入金、1項他会計繰入金になります。

本年度予算額は4億6794万7000円を予算計上いたしました。前年度より1173万4000円の減額でございます。

主な内訳は、11番保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）ですが、本年度は1億9338万9000円を予算計上いたしました。前年度より437万2000円の減額でございます。保険税軽減分の市の負担分は4分の1となります。

12番保険基盤安定繰入金（保険者支援分）ですが、本年度は9512万4000円を予算計上いたしました。前年度より507万5000円の減額でございます。保険者支援分の市の負担分は4分の1となります。

一度、一般会計で国と県の負担分を入れてから、市の負担分を含めた金額を国保会計に繰り入れをいたします。

14番その他一般会計繰入金ですが、本年度も予算は計上しておりません。

歳入予算合計は52億736万9000円でございます。前年度より、予算総額は2億2381万円の増額となっております。

令和2年度は、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される予定で、それに伴う

オンライン資格確認業務が始まります。また、国民健康保険の取り巻く環境は、高齢化の進展や医療技術の高度化による1人当たりの医療費は年々増加しており、運営が厳しい状況に変わりはありません。財政の安定化を図るため、健全な運営に努めてまいります。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ52億736万9000円でございます。

次に、診療施設勘定会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の51ページから53ページをごらんください。

歳出からご説明をいたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額8551万9000円を予算計上いたしました。前年度より18万8000円の増額となっております。

主な理由としまして、会計年度任用職員給与費の増額によるものであります。

続きまして、53ページをごらんください。

2款医業費、1項医業費、1目医業費、本年度予算額5409万5000円を予算計上いたしました。前年度より623万6000円の減額でございます。

主な理由といたしまして、各診療所の患者数の減少に伴う医薬材料費等の減額によるものでございます。

続きまして、54ページをごらんください。

5款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額907万1000円を予算計上いたしました。

周木診療所の地方債の元金償還が始まったものでございます。

次に、5款公債費、1項公債費、2目利子、本年度予算額2万円を予算計上いたしました。

続きまして、7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額15万円を予算計上いたしました。

続きまして、49ページをごらんください。

歳入をご説明いたします。

1款診療収入、2項外来収入、目の合計で、本年度予算額9086万1000円を予算計上いたしました。前年度より1092万4000円の減額でございます。

主な理由としまして、各診療所の患者数の減少に伴う診療収入の減少によるものでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、2項手数料、1目文書料、本年度予算額51万2000円を予算

計上いたしました。前年度より3万4000円の減額でございます。

続きまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額4915万7000円を予算計上いたしました。前年度より1423万4000円の増額でございます。

主な理由といたしまして、周木診療所の地方債の元金償還分、会計年度任用職員の報酬の増額等による一般会計からの繰入金の増額でございます。

続きまして、50ページをごらんください。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度予算額499万3000円を予算計上いたしました。前年度より10万1000円の減額でございます。

土居診療所の僻地に係る特別調整交付金であります。

歳入歳出予算は、それぞれ1億4885万5000円でございます。前年度より301万4000円の増額となっております。

これで診療施設勘定会計予算のご説明とさせていただきます。

以上で、議案第41号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算」についてのご説明とさせていただきます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○二宮委員

説明資料の歳出の出産育児一時金ですけれども、昨年度より84万円増やしてということは2名分かと思うんですが、これは何か実績ですかね、どういう見込みがあって前年度より増える予算でしょうか。

○松本市民課長

実績を見て、前年より増加する形で予算計上いたしました。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

続きまして、議案第42号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、松本課長より説明を願います。

○松本市民課長

続きまして、議案第42号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、予算書に基づきご説明を申し上げます。

特別会計予算書74ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

まず歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額2512万7000円を予算計上いたしました。

内訳といたしまして、職員給与費1919万8000円、後期高齢者医療庶務事業554万9000円、会計年度任用職員給与費38万円でございます。前年度より347万2000円の増額となっております。

主な理由といたしまして、職員の育児休業からの復職に伴う職員給与費の増額によるものでございます。

続きまして、75ページをごらんください。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額219万5000円を計上いたしました。

続きまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額6億2770万9000円を予算計上いたしました。前年度より4838万円の増額であります。

主な理由といたしまして、令和2年度及び令和3年度の後期高齢者医療保険料率の改定と保険料軽減特例の見直し等によるものであります。

続きまして、75ページから76ページをごらんください。

3款保健事業費、1項後期高齢者健康診査事業費、1目後期高齢者健康診査事業費、本年度予算額1445万7000円を予算計上いたしました。

消費税の引き上げ等により36万4000円の増額となっております。

続きまして、76ページをごらんください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金100万円、2目還付加算金10万円、合計110万円を予算計上いたしました。

所得の更正等で発生する過年度の保険料還付金及び還付加算金を被保険者に還付するもので、過年度にさかのぼるため予算計上するものであります。

続きまして、77ページをごらんください。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度は10万円を予算計上いたしました。前年と同額でございます。

歳出合計は6億7068万8000円で、前年度より5308万9000円の増額となります。

これで、歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、71ページをごらんください。

歳入のご説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料3億223万5000円、2目普通徴収保険料1億399万7000円、合計4億623万2000円を予算計上いたしました。前年度より4956万1000円の増額でございます。

主な理由としまして、令和2年度及び令和3年度の後期高齢者医療保険料率の改定と保険料軽減特例の見直し等によるものであります。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、本年度予算額3万円を予算計上いたしました。

続きまして、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金4531万8000円、2目保険基盤安定繰入金2億475万3000円、合計2億5007万1000円を予算計上いたしました。前年度より296万5000円の増額でございます。

主な理由としまして、職員給与費分の事務費繰入金の増額によるものであります。

続きまして、72ページをごらんください。

4款繰越金、1項繰越金、5款諸収入、1項延滞金及び過料、前年と同額を予算計上いたしました。

続きまして、2款償還金及び還付加算金、1目保険料還付金100万円、2目還付加算金10万円、合計110万円を予算計上いたしました。

保険料の還付に係る広域連合からの歳入になります。

続きまして、3項預金利子、1目預金利子1,000円を予算計上いたしました。前年度と同額でございます。

続きまして、73ページをごらんください。

4款雑入3,000円を予算計上いたしました。

内訳は、1目滞納処分費1,000円、2目雑入2,000円となっております。

続きまして、5項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額1324万8000円を予算計上いたしました。前年度より60万8000円の増額でございます。

後期高齢者の健康診査に係る費用について、広域連合より交付されるものであります。

これで歳入のご説明とさせていただきます。

歳入歳出予算はそれぞれ6億7068万8000円でございます。

以上で、議案第42号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」のご説明とさせていただきます。

以上3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

予算書と直接関係はないんですけども、後期高齢者の保険料についてなんですけど、団塊の世代が順次後期高齢に入っていくと増えていくと保険料がどうなるのかなっていう、被保険者が増えて保険料が増えるから安くなるのか、被保険者が増えて医療費が増えるから高くなるのか。その辺の予想みたいなものはあるんでしょうかね。

○松本市民課長

広域連合からは被保険者数が増えていくのはデータいただいておりますけど、保険料についてはまだ全然資料はいただいておりますのが現状です。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

それではただいまより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第41号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第42号「令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時37分)

【長寿介護課・健康づくり推進課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時00分)

次に、議案第56号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

担当課長より説明を願います。

○宇都宮長寿介護課長

議案第56号「財産の無償貸付について」ご説明をさせていただきます。

西予市游の里健康センター、西予市游の里ふれあい広場及び西予市デイサービスセンターにつきましては、公益性と収益性の観点より、事業の継続が困難であることから、令和元年第3回定例会におきまして、当該施設を廃止する議決をいただいたところでございます。

本市では、民間事業者の企画力やノウハウを活用し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会において、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本雅之氏に対し、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの間、当該施設にかかわる建物及び土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮委員

無償貸付の一覧があるんですけど下に木質ペレ

ットボイラー施設を除くとあるんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

○宇都宮長寿介護課長

ペレットボイラー施設につきましては、まだ補助金の対応期間がございますので、ペレット施設につきましては貸し付けではなくて業務委託することになってございます。

○信宮委員

引き続き木質ペレットボイラーを使って、お湯を沸かすということでもよろしいでしょうか。

○宇都宮長寿介護課長

耐用年数がある間はペレットボイラーを使っての温浴施設の運営となります。

○二宮委員

ありがとうサービスが最優秀提案者というご説明だったんですけども、ここの施設には市民農園とかもあったと思うんですけど、どういう事業を想定されてるというか、優秀だった提案の中身がどうなったかというのが、いつも最優秀の提案者だったのではという行政の説明の言葉だと思んですけども、それがもしわかる範囲で教えていただければお願いしたいと思います。

○宇都宮長寿介護課長

上口課長よりご説明申し上げます。

○上口経済振興課長

ありがとうサービスからの基本的な計画をいただいておりますので、それについてご説明させていただきますと思います。

ユートピア、游の里温泉につきましては、テーマを「昭和レトロとグランピング」という基本的な方針を示されております。

まず、今年度から23年度までにつきましては、なるべくすぐできることから始めるということで、物販の充実、地元生産物など、また、毎日の企画の充実、そして軽食コーナーは、体制が整い次第再開する予定ということで伺っております。

21年以降につきましては館内の改装を行っていくということとあわせて、キャンプ場の充実ということで、グランピングをやりたいというふうに伺っております。また、昭和レトロの温浴施設に改装し、3世代が楽しめる施設をつくりたいということで伺っております。

23年度から30年度につきましては、温浴施設とキャンプ場に加えまして、健康、スポーツ、教育活動を促進する施設といたしまして、企業、学校

が研修や課外活動で西予市の自然を堪能しながら、人間性を伸ばしていける地域にしていきたいというふうに言われております。

また、ほわいとファーム、宝泉坊施設やほかの地域との連携を行いながら、西予市に来てよかったと思えるような地域を目指していくということで、基本的な部分を伺っております。

○二宮委員

この常任委員会とは別に、指定管理施設の特別委員会があって、その中で今の説明はありましたですかね。

○上口経済振興課長

今ご説明させていただきました計画につきましては、昨日いただいたものでございますので、特別委員会の中ではこのような説明はないです。

○二宮委員

わかりました。

今の課長のご説明で最優秀提案者だなということが理解できました。ありがとうございました。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤副委員長

建物と土地の無償貸付ということでございますが、貸付期間が終わった後は、建物はそのままの形でまた返されるということですか。

○宇都宮長寿介護課長

現在10年間ということで契約を締結するようにはしておりますが、10年以降も、相手方につきましては、できる限り長い期間運営したいという意思を表示されておりますので、今現在その事業をやめられた場合については、特に検討はしておらないというのが現状でございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

これ10年ということですから、契約書が実際これは我々に計画書を出していただいている、こういうことで出してくる。だから、契約書の中で、契約をして、契約書を結んでるわけなんで、契約書の閲覧ができるかということが一つ。

そして、契約書の破棄、また変更についての条項はどういうようになっているかと伺っておりますか。

○宇都宮長寿介護課長

計画書につきましては、契約書の中に含まれておりません。契約書でございますが、更新する際

の条文はうたっております。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時09分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時13分)

○藤井生活福祉部長

契約書の閲覧に関しましては、情報開示の請求がありましたらできるかと思えます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第56号「財産の無償貸付について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決決定することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時14分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時14分)

次に、議案第57号「財産の無償譲渡について」及び、議案第58号「財産の無償貸付について」関連がございますので、一括議題といたします。

担当課長より説明を願います。

○沖村健康づくり推進課長

議案第57号「財産の無償譲渡について」、議案第58号「財産の無償貸付について」2議案について関連がございますので、あわせて提案理由のご説明を申し上げます。

西予市健康保養地中核施設につきましては、公益性と収益性の観点より、事業の継続が困難であることから、令和元年第4回定例会において、当該施設を廃止する議決をいただいたところでございます。

本市では、民間事業者の企画力やノウハウを活用することで、より一層充実した健康づくりの場を提供し、地域経済の活性化と交流人口の拡大を図るため、西予市観光関連施設等貸付等選定委員会において、最優秀提案者として選定した株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本雅之氏に対し、当該施設に係る建物を令和2年4月1日付けで無償譲渡するとともに、令和2年4月1日

から令和12年3月31日までの間、当該施設に係る土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めたものであります。

以上2議案について、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明が終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

その前に、先ほど出ました計画書について、上口課長よりまずご説明を願ったと思います。

○上口経済振興課長

宝泉坊施設、クアテルメ宝泉坊、宝泉坊ロッジの計画についてご説明させていただきます。

基本方針といたしまして「宿泊者とプールと温泉の活用、癒やしの宿泊と健康促進」ということで、2020年から22年度までの間につきましては、クアテルメ宝泉坊は、温泉施設の充実により、地域住民の方が何時間も滞在できる場所にしたい。宝泉坊ロッジとプールの活用によって、スポーツ合宿、企業研修などの団体の取り入れを考えておられます。

また、2023年以降につきましては、宝泉坊全体を長期滞在型の施設にする中で、お客様がゆっくりできる空間をつくり、価格に見合う空間、サービスを行ってまいります。そして、食、健康、宿泊の3つのテーマの融合を行い、県外の方がここに来て、また来たいと思える空間をつくり出します。

そして、ほわいとファームや他の施設、地域とも連携して、もっと長期滞在型の施設として目指してまいりますという事業計画をいただいております。

○源委員長

それではただいまより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○河野委員

建物は無償譲渡、土地は無償貸付、なぜ建物だけ無償譲渡になるのかご説明願ったと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時19分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時20分)

○沖村健康づくり推進課長

土地については、長期的に使えるため、また建物については、老朽化するために無償譲渡するというところでございます。

○河野委員

先ほどの議案56号のこと賛成しとってまたぶり返すのは何なんです、議案56号では、土地も建物も無償貸付、今言われた建物だけ譲渡するのと理屈が合わないと思うんですけども、そこら辺どうでしょうか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時21分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時22分)

○藤井生活福祉部長

遊の里の建物はまだ補助金の絡みがございまして、譲渡するわけにはいかない、今回は貸付という形に対していただいております。

○河野委員

宝泉坊についてはもう補助金の返還義務はないということでしょうか。

○藤井生活福祉部長

そのとおりでございます。

○加藤副委員長

建物を無償譲渡されるということであれば、建物の名義は「ありがとう」に変えるということになると思うんですが、その辺はどのようなことになるのでしょうか。

○藤井生活福祉部長

譲渡しますんで、当然名義は向こうのものになるかと思っております。

○加藤副委員長

ではその建物はありがとうになり土地は市のものであるならば、万が一途中で経営が悪くなったりした場合に、土地は市、建物はありがとうであれば、ちょっと難しい関係になるのではないかと思います、その辺はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○藤井生活福祉部長

そういった場合のケースとか、そういった場合はどうするかとか、契約の中でもうたっておりますし、お互いにその辺はよく話をしながらやってまいりますし、今のところありがとうございますのほうは10年以上やりたいというようなお気持ちもあるようでございますので、そういうまさかの不測の

事態が起こった場合には、それなりに対応したいというふうに考えております。

○酒井委員

質疑といいますよりも、もうありがとうございますが全体的に全部入っていただく、それによって、今まで指定管理者等々について、第三セクターの労務管理が移動したり、そういうことができなかった、経営的なメリットがありがとうございますが全部個々ですばらしい感覚をもってということはわかりませんが、西予市の全体の管理の中でやっていただけるんじゃないかと思っております。

そしてもう一つありますのは、当時この第三セクターをつくったときには働き場所がないという形で合併のときにつくったところでございますので、現在は、むしろ雇い手いうても人手がないという非情な問題にかかわっておりますので、労務管理上からも、西予市全体の流れとして、ありがとうございますが一括に引き受けてもらうということは、私は非常に喜ばしいことだと。いろんな問題がありましようけども、またこれからしっかりと足並みそろえてやっていただきたいと思っております。

○藤井生活福祉部長

酒井委員のおっしゃる通りで、本当にありがとうございます。

議員の皆様どうかご理解をいただきまして、今後ともご協力いただけたらと思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○信宮委員

無償譲渡される建物について、今後の固定資産の取り扱い、固定資産税とかがかかるのかどうかお伺いしたいと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時26分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時27分)

○藤井生活福祉部長

今ほどの質問については上口課長から回答をさせていただきます。

○上口経済振興課長

固定資産税についてでございますが、3年間は固定資産税を減免するという形をとらせていただいております。

固定資産税の内訳につきましては、宝泉坊施設

につきましては、ロッジ、本館、ロッジの新館、家族風呂、クアテルメ宝泉坊も含めまして、約266万円、年額固定資産がかかるという形になります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

それではまず議案第57号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

続いて、議案第58号を採決いたします。

議案第58号「財産の無償貸付について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時28分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時30分)

次に、議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」厚生常任委員会所管分を議題といたします。

担当課長より説明を願います。

○上口経済振興課長

議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算案でございますが、議案第56号から第58号において、長寿介護課及び健康づくり推進課から説明申し上げました財産の無償貸付並びに無償譲渡の相手方であります株式会社ありがとうサービスに対しての施設に係る修繕等負担金といたしまして、債務負担行為を設定するものであります。

設定の理由といたしましては、長期的な市の財政支出の削減を図るため、事業者が引き続き施設を維持管理、運営していく上で、必要な修繕などに要する経費に対して、市が限度額内で負担を行

うものであります。

その限度額につきましては4億円とし、第1に財政負担削減の観点から、まず、市が令和2年度から令和11年度までの10年間、令和元年度と同様の運営体制で維持管理運営を行ったときに必要となります指定管理委託料、軽微な修繕経費、大規模な施設本体の修繕経費、備品等の更新経費等を試算し、次に、施設を廃止したときに返還が必要となります施設建設時の国庫補助金、地方債等を試算いたしました。

第2に、事業者が、令和2年度から10年間の期間施設を運営していただくことによる雇用の維持確保、原材料などの調達等、地域経済への貢献、施設を利用していただく市民の皆様へのサービスの提供など、この2つの観点から限度額の設定をいたしました。

期間につきましては、令和2年度から令和6年度までとし、事業者との間で、修繕等の緊急性と必要性について、確認と協議を行いまして設定をいたしました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上です。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○二宮委員

確認ですけども、この4億の中には、譲渡した建物は入ってないという理解でよろしいでしょうか。譲渡した建物の保全とか補修とかは入ってないということでもいいんですかね。

○上口経済振興課長

今回の修繕等負担金につきましては、譲渡する施設の修繕も入っております。

現状でいきますと大規模な改修等も行われてない設備等もたくさんございます。その関係で本来でありますと市が修繕した上で、譲渡先の相手にお渡しするというのが当然かと思うんですけども、今回は、企業の工事の期間とか、工事費等を考えると、行政が行うよりも民間事業者で整備していただいたほうが経費的には安く、そして期間的にも早くできるのではないかとということで、譲渡施設の改修等も含まれております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○河野委員

この4億円の中には、厚生常任委員会にかかっておる施設以外のありがとうサービスがしてもらうところも入るとのことです。いいですね。

○上口経済振興課長

今回、譲渡及び貸付をする4つの施設ということで、厚生常任委員会のクアテルメと遊の里以外の野村農業公園ほわいとファーム、そして、宝泉坊ロッジの施設も含まれております。

○河野委員

今の関連ですけれども、ししの里はどうなっていますか。

○上口経済振興課長

ししの里につきましては、指定管理者制度で施設運営を行っておりまして、今回の取り扱いとは違っております。

ただ、ししの里せいよにつきましては、指定期間が今年度末で完了するというので、そこで公募が行われた結果、ありがとうサービスに選定されているという状況でございますので、今回のこの譲渡、貸付との取り扱いとは違うものとなっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第63号「令和元年度西予市一般会計補正予算(第9号)」厚生常任委員会所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時37分)

【健康づくり推進課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後1時40分)

次に、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

沖村課長より説明をお願いします。

○沖村健康づくり推進課長

それでは議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」のうち、健康づくり推進課所管分の当初予算につきまして、予算書に基づきご説明を申し上げます。

初めに歳入につきましては、タブレット端末に説明資料を事前に配信をさせていただいております。

歳入合計998万円で、そのうち所管替えをしたものを除きまして、前年度比27万2000円の減であります。

予算書は24ページになります。

13款2項2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金で、感染症予防事業費等国庫補助金556万1000円は、予防接種事業における緊急風しん抗体検査事業の補助金であり、前年度比16万9000円の減であります。使用料や雑入については、例年と比べ大きな変化はございません。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出については、保健衛生総務費8事業、予防費7事業、精神衛生費1事業、母子衛生費2事業の合計18事業でございます。なお、クアテルメ宝泉坊の民営化により、保健衛生施設管理費1事業を廃止しております。

予算書104ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては3億3455万8000円を計上いたしました。

このうち、本課に係る予算は2190万1000円で、事業概要のうち、診療所勘定繰出事業及び職員給与費などを除く8事業が対象となります。所管替えの事業を除き、保健衛生総務費の前年度当初予算に対し97万1000円の減額となっております。

公用車管理事業103万円は、本庁及び各支所の健康保険用の公用車9台分の維持管理費でございます。台数が3台減っておりますが、これらの公用車は、主に介護調査員が使用していたことから、介護事業特別会計予算に移したためでございます。

次に、温泉巡回バス事業424万4000円は、市内の温浴施設を回り、市民の健康増進を図るものがございます。遊の里温泉、クアテルメ宝泉坊については、民間譲渡候補事業者が決定し、今議会に譲渡・貸付議案を追加上程するなど、譲渡に向けての準備を進めているところでございます。明浜地区においては、5月に新温浴施設がオープンを

目指し建設中であることから、温泉巡回バスについては、引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、保健衛生庶務事業278万8000円は、本庁・支所における事務用消耗品等及び、これまで予防費であった保健師、栄養士のスキルアップのための研修会参加旅費の保健活動研修事業をこの庶務事業に集約をしております。

次に、明浜、宇和、野村、三瓶の各健康管理センター及び各保健センター管理運営事業につきましては、合計377万7000円となり、前年度比22万2000円の増となっております。これは主に野村保健福祉センターの自動火災報知機の修繕経費によるものでございます。

次に、105ページをお開き願います。

会計年度任用職員給与費1006万2000円は、本庁3人及び、野村支所1人の会計年度任用職員4人分の賃金及び社会保険料等でございます。今年度までは保健衛生庶務事業に計上してはりましたが、新制度に移行したため、新たに事務事業を立ち上げたものでございます。

なお、職員給与費については説明を省略させていただきます。

次に、106ページをお開き願います。

2目予防費1億8303万8000円は、前年度比363万円の増となっております。

事業数は、前年度から1事業少なくなっております。この予防費の8事業について説明をいたします。

予防接種事業1億1674万4000円は、前年度1億937万7000円であり736万7000円の増となっておりますが、これは、予防接種費用の消費税率の引き上げ2%分、主にインフルエンザワクチン接種で約80万円、令和2年度新たに定期予防接種に追加されるロタウイルスワクチンの予防接種費約600万円の増額が主な原因でございます。他の予防接種については、数年間の実績に基づき精査をし、おおむね今年度と同額となっております。

次に、長寿社会づくり事業65万円は、長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用して、野村地区における高齢社会対策推進のための人材養成を行うものでございます。昨年度比10万円の増額は、データ整理のための人員賃金によるものでございます。

次に、健康づくり推進協議会事業11万7000円

は、年2回実施する同協議会委員の報償金でございます。

次に、保健推進員事業に110万3000円を計上してはりましたが、この事業につきましては廃止をさせていただきたいと存じます。

本事業につきましては、西予市発足時に旧5町が同時にスタートをし、推進員は、保健行政と地域のパイプ役として活動を続けてまいりましたが、近年の地域環境の変化を初め、さまざまな課題が顕在化し、これまでで存続について検討を続けてきたところでございます。ことし1月下旬から2月上旬にかけて、市内各地区で開催をいたしました保健推進委員会において、これまでの経緯を説明し、推進員の意見を聞き、2回目のアンケート調査を実施いたしました。約7割の方が廃止の方向でよいと回答されたことから、理事者とも協議の上、事業廃止の方向づけをいたしました。当初予算作成までに結論が間に合わず大変申しわけございません。

なお、今後は、保健推進員の役割は、保健行政の保健事業等を通じて機能の補完をしてまいりたいと存じます。

次に、食生活改善推進事業50万円は、西予市食生活改善推進協議会に係る補助金でございます。

次に、がん検診等事業6052万4000円は、前年度比64万6000円の減額となっております。

委託料につきましては、ここ数年の検診実績を勘案し精査を行った結果であります。また、これまで保健推進員に検診申込書の配布を依頼してはりましたが、次年度からは郵送に切りかえ、その必要経費も加えて計上しております。さらに、新設の骨髄移植ドナー支援事業助成金28万円、若年末期がん患者在宅療養支援事業助成金21万6000円を計上し、対象者への支援を行います。これらの補助事業は、いずれも2分の1の県の補助が交付される予定でございます。

次に、健康増進事業278万5000円は、前年度比36万2000円の減としておりますが、ここ数年の検診実績を勘案し精査を行ったものであります。健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導やノルディックウォーク教室等にかかる費用を計上したものであります。

次に、健康総合対策事業61万5000円は、前年度比17万4000円の減で、健康づくり推進計画が令和2年度に中間評価を迎えることから、報告書の作

成費などが主な経費です。今年度中間評価のためのアンケートを済ませておりますので、郵券料等の減額を行っております。

また、平成31年度から健康ポイント制を導入し、市民に健康づくりへの関心を高める取り組みを進めておりますが、今年度も事業に係る景品等の予算を計上しております。

109ページをお開き願います。

5目精神衛生費、精神保健事業83万5000円は、前年度比22万7000円の減額です。平成31年度は、県補助事業である地域自殺対策強化事業を活用し、自殺対策計画を令和元年9月に策定することができました。令和2年度は、引き続き補助事業を活用し、計画に基づいた事業、心の悩み相談やゲートキーパー研修等実施する予定でございます。

110ページをお開き願います。110から111にまたがります。

6目母子衛生費は6事業からなりますが、事業を統合し、食育事業を1事業、また、母子関係事業5つをまとめ、母子保健事業といたしました。

まず、食育事業57万5000円は、前年度比2万7000円の増額ですが、食育推進会議の開催や高校等での食育実習など、また、国の栄養施策の基盤となる食事摂取基準が改正されることに伴い、栄養価計算ソフトの更新費用を計上しております。

母子保健事業2866万7000円は、昨年度比158万7000円の減としております。

あらかじめタブレットに配信しております令和2年度当初予算歳出説明補足資料をお開き願います。

母子保健事業の内訳は、妊婦健診事業、母子保健訪問指導事業、特定不妊治療助成事業、母子相談教育事業、乳幼児健診事業でございます。

妊婦健診事業が、前年度比133万9000円、乳幼児健診事業が50万7000円のいずれも減額となっておりますが、これは、妊娠届け出数や対象となる乳幼児数が減少傾向にあることが主な原因でございます。

特定不妊治療助成事業は、平成28年度から開始した事業でございますが、周知が進んだ結果、一定の申請件数の確保につながっているところでございます。

計上額は2年間の実績を勘案し精査したものであります。

以上、議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」健康づくり推進課所管分の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○源委員長

説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宇都宮委員

食育事業で、高校とかでも推進をされてるという説明があったと思うんですけども、具体的にどういうことをされてるか、もしわかれば説明いただけたらと思います。

○沖村健康づくり推進課長

市内の各高校におきまして、食育の調理実習や栄養士による栄養指導を行っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○酒井委員

健康づくりの担当でお聞きするんですけども、長寿の関係もありますけれども、43%の65歳以上の人たちの健康寿命に特化した健康づくりの予算というものはありますか。

普通、元気な人の健康づくりはあるんだけど、65歳以上の人に対して、健康づくりを特化した予算なんかはありますか。

○沖村健康づくり推進課長

65歳以上といいますと、例えばインフルエンザ等の補助とか、これも健康寿命につながると思いますし、また65歳に限ったことではございませんけれども、特に高齢者の歯周病の検診などを昨年度から行っているところでございます。

○酒井委員

健康寿命を大きくうたってる中で、政策的に大きい予算組んでないというのは、私は少し問題があると思うし、私のところの地区なんかもう55%以上ですから、そこに対して何らかのものがあって、そしてやはり高齢者が生きがいたとか、そういうものを築き上げていくような形をつくってあげてもらいたいなと思っておりますので、これは長寿のほうでやるべきかもしれませんけども、私はやっぱり体を動かして、楽しくやれるような健康づくりというものを政策的に、どっかをモデルにしてでもいいからやるべきではないかというふ

うに思っておりますので、ちょっと議案とは離れましたけれども委員長お許しください。

ちょっと時間があつたもんですから、申し訳ない。

○井上健康づくり推進課長補佐

65歳の高齢者につきましては、介護保険特別会計の中で、地域支援事業という事業がありまして、元気な高齢者をつくるということと、元気な高齢者を応援するという事業で、地域支援事業普及啓発事業という事業がありまして、そこにおいて、地域のサロン活動のお手伝いだったり、運動教室のご紹介だったりというようなところを計画的にやっているところでございます。

○酒井委員

なるほどそういう形でどこにものんびんだりやとやってるんですけども。

結局集中的にそこにやって、そして何年か計画して、そののところに結果が出るようなそういう施策を、例えば、どこそこの老人クラブの、老人クラブの会員がどんどん減ってます。それを団体として、何かをやって楽しい、そして、健康になれるようなものを、やはりサロンはもうまごころ銀行だとかいろんなところから、社会福祉協議会もやってるし、そういうことから始まったら、何かそういう施策をやるべきではないかなという感じがいたしましたので進言をさせていただきます。

ことしの予算の中に特に目立った形がないようでございますので、私ももう完全な老人でございます。議員の中で8人、65歳高齢者いるんですけど、厚生常任委員会は私1人だけなんで、しっかりと私が発言させてもらいます。

○佐々木健康づくり推進課保健師長

65歳になって健康づくりを始めるというのではなく、先ほど質問がありました食育事業ですとか、もう生まれてからずっと私たちの取り組みというのは、健康寿命を延ばす取り組みであると思っております。

それで、例えば検診を受けていただくこととか、病気の早期発見であるとか、病気にかかっても重症化しないようにという日々の取り組みが、全て健康寿命の延伸につながると思っておりますので、そういう健康づくり計画を立てて、それを市民の方に広く知っていただいた上で、健康づくりに取り組んでいただく、その健康づくり計画を知っていて健康づくりに取り組んでいただくのと、

知らないで健康づくりに取り組んでいただくのでは全然違うと思っておりますので、先ほど課長からありました健康づくりの中間評価、今結果を取りまとめているんですが、フレイルであるとか、歯周病であるとか、適正体重とかそういうのが、まだまだ市民の間には周知がなされていないということがありますので、来年度中間評価を行いながらどういうふうな取り組みをしていったら市民の健康づくりになっていくかということを考えながら取り組んでまいりたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。

○酒井委員

政策的な形でそれは通り一遍の計画の中で、普通の人が全部やって、生まれてからこの方ずっとやって、私もずっと、18年前に心筋梗塞で倒れてからはラジオ体操とかそういうことを計画してやっていますけど、私が先ほどから言ってるのは、どっかの、例えば腰振り横運動とか東京都が全部5分間やるとか、ラジオ体操だけはもう必ずやるとか、それで健康づくりの何か特化した政策を、西予市の目玉みたいなものをつくられて、そして朝起きたときに3回の背伸びをすれば目覚めもいいし、そういう健康づくりの中で、ちょっとしたことでもいいから市民全員が取り組んでそっちへ行くような目玉みたいなものをこしらえたらどうかというような意見で言ったんです。

ただ、健康づくり計画とか、健康寿命延ばす計画だとか、予防だとか、そういうどこかでみんながうたってるようなものを私は提言するんじゃないし、例えば、藤井部長は2階だから朝来たら必ず階段で2階まで上がるとか、エレベーター使わないとか、そんなことやってる議員もおられますから、エレベーター使わないよっていう議員もおるから、やっぱりそういうものを何か特化した形で、西予市民が一丸になって何かやれるように、寝る前に1杯の水を飲むとか、起きたら1杯の水を飲むとか、そういうものを、何か西予市の目玉商品になるようなものをこしらえていただきたらということです。終わります。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○加藤副委員長

104ページの保健衛生庶務事業278万8000円ですけれども、ここでスキルアップを図るため研修を行っているということですが、スキルアップを図

るための研修はどのような研修に行かれているのか。またその研修によって、取り組んでる事業につながられているのかというのをお聞きいたします。

○沖村健康づくり推進課長

予算に反映しない、例えば管内だとか、県内の松山あたりの授業もございますけれども、大体四国内、特に公衆衛生関係の研修だとか、今年度であれば、東京のほうに次世代包括等の関係で研修に行っていました。

若い保健師などは、3年間のスパンを区切りまして、そういったあらかじめ決められたプログラムに従って育成をしていくようにしておりますので、保健師、栄養士等、歯科衛生士もそうですけれども、本当にたくさんの年間の研修事業があります。

その中でも、比較的多いものが、市外、県外のものがここに含まれているということです。

詳細については、井上から答えさせていただきます。

○井上健康づくり推進課長補佐

保健師、栄養士の研修事業なんですけれども、保健師・助産師・看護師法によりまして、雇用者には保健師を研修させるというようなところも義務化されているのが3年ぐらい前になっていると思います。

当市の保健師については、3年間、先ほど沖村課長が申しましたように、プリセプターとプリセプティ制度と言いまして、保健師を先輩保健師が支えて1人前にするというような研修体制をしいています。それは県の保健師活動指針によるところにあります。

市内の保健師、栄養士の研修会というのも計画しておりまして、今年度のテーマとしましては「災害支援」というところと「人材育成」というところで実施をしているというふうになっています。

また自主学習というところでは、自分たちで公費を使わずに研修とかをやってスキルアップしているところなんですけれども、先ほど酒井委員が言っていただきましたように、事業とその効果的な計画、そして評価というPDCAサイクルをもとにした事業が運営できるようなどを勉強しつつということがありますので、先進地の研修会に行ったりとかいうところでは、地域で、じゃあ

西予市だったらどういうふうに戻元しようかというような実施できるかなというふうには考えてやっていますところでは。

先ほどのご質問にもありますように、西予市で運動、何を中心に、フレイル予防に取り組んでいったらいいかというようなのも協議していただき、地域でいろいろ、高知県とかの事例では、いきいき100歳体操を市で取り組む、県で取り組むというような事業がありましたけれども、やはり西予市では、以前健康づくり計画でつくられました「元気だせいよ体操」を推進したらいいんじゃないかというような取り組みで、14回コースでの各地区の健康教育をやって、体操がみんなできるような取り組みというのでも試みているところでは。

研修を有効に生かして、事業を実施していきたいと思っています。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○二宮委員

がん検診の件で質問させていただきたいんですけども、がん検診の受診率ですけれども、毎回決算とか予算のときに大体聞かれると思うんですけども、ここ最近の受診率、向上したものとかがわかりましたら教えていただきたいなと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時11分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後2時12分)

○沖村健康づくり推進課長

それぞれがん検診がございますが、受診率を報告させていただいたらと思います。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時12分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後2時13分)

○沖村健康づくり推進課長

令和元年度はまだ正式な数字が出ておりませんので、平成29、30年度の受診率の報告をさせていただきます。

胃がんでありますと、受診率が11.2%、これが平成29年度です。平成30年度が6.5%。肺がんにつきましては、CR、CT等含めて、平成29年度が24.1%、平成30年度が14.2%でございます。大

腸がん検診が、平成29年度が22.9%、平成30年が13.6%、腹部超音波検診につきましては、平成29年度が20.5%、平成30年度が12.3%、子宮がんが、平成29年度が18.6%、平成30年度が10.1%となっております。乳がんが、平成29年度が24.6%、平成30年度が15.4%、前立腺が、平成29年度が20.1%、平成30年度が12.2%でございます。

軒並み受診率が落ちているということがおわかりいただけるかと思えます。この減少した原因につきましては、対象となる高齢者の人口の自然減、病院利用の診療が増加したことなどが考えられると思っております。それから、平成30年度につきましてはやはり豪雨災害の影響があつて受診ができなかった方もいらっしゃるのではないかというふうに推測はしております。

○二宮委員

前にお聞きしたのたがいは変わってないなというのが実感ですけれども、がんで亡くなる方が身の回りでもかなり多いですし、本当に今医療も逆に発達してますんで、見つければ戻ってこられるというか、普通に生活できる方も実際に増えてるんで、何らかの方法で、今までも保健師さん中心にそういう啓蒙もしていただいているのはよくわかってるんですけども、何かこう全国のそういう進んでるところの事例、ちょっとでも前進むような工夫を何かしていただきたいなという要望でございます。よろしく申し上げます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号「令和2年度西予市一般会計予算」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○源委員長

挙手全員であります。当委員会として、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査を終わります。

これにて閉会いたします。

閉会 午後2時18分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長